

給水装置工事施行基準 主な改訂箇所

※下線部分は改訂箇所

改定箇所	現行
全編 本文中の表記「 <u>水道法施行令第6条</u> 」	全編 本文中の表記「 <u>水道法施行令第5条</u> 」
全編 本文中の表記「 <u>寝屋川市水道事業給水条例施行規程第23条</u> 」 〃 「 <u>第24条</u> 」	全編 本文中の表記「 <u>寝屋川市水道事業給水条例施行規程第21条</u> 」 〃 「 <u>第22条</u> 」
全編 本文内の表記「 <u>国土交通省令</u> 」	全編 本文内の表記「 <u>厚生労働省令</u> 」
全編 本文内の表記「 <u>指定給水装置工事事業者</u> 」	全編 本文内の表記「 <u>指定工事事業者</u> 」
全編 本文内表記「 <u>日本産業規格</u> 」 〃 「 <u>公益財団法人給水工事技術振興財団</u> 」 〃 「 <u>(公社)日本水道協会</u> 」または「 <u>公益社団法人日本水道協会</u> 」 〃 「 <u>(一財)日本燃焼機器検査協会</u> 」又は「 <u>一般財団法人日本燃焼機器検査協会</u> 」 〃 「 <u>(一財)電気安全環境研究所</u> 」又は「 <u>一般財団法人電気安全環境研究所</u> 」 〃 「 <u>(一財)日本ガス機器検査協会</u> 」又は「 <u>一般財団法人日本ガス機器検査協会</u> 」	全編 本文内表記「 <u>日本工業規格</u> 」 〃 「 <u>財団法人給水工事技術振興財団</u> 」 〃 「 <u>(社)日本水道協会</u> 」又は「 <u>社団法人日本水道協会</u> 」 〃 「 <u>(財)日本燃焼機器検査協会</u> 」又は「 <u>財団法人日本燃焼機器検査協会</u> 」 〃 「 <u>(財)電気安全環境研究所</u> 」又は「 <u>財団法人電気安全環境研究所</u> 」 〃 「 <u>(財)日本ガス機器検査協会</u> 」又は「 <u>財団法人日本ガス機器検査協会</u> 」

改定箇所				現行			
1. 5 指定給水装置工事事業者制度 (P.4)				1. 5 指定工事事業者制度 (P.4)			
1. (2) <u>この制度において指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の技術力を確保するために、国家試験により全国一律の資格を持つ給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)を有する必要がある。</u>				1. (2) <u>指定工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するために、国家試験により全国一律の資格を持つ給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)を置くことにある。</u>			
1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)				1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)			
表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準				表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準			
管理基準	適用法等	特定建築物	簡易専用水道	1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)			
		ビル管理法(ビル管理法施行規則第4条第2項)	水道法(施行規則第 55 条・56 条)	表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準			
	管理する者等	給水条例施行規程第 27 条 寝屋川市小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱	給水条例第 22 条の2	1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)			
		建築物環境衛生管理技術者(厚生労働大臣免状)	設置者	表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準			
	受水槽の清掃	毎年1回以上、定期的に行う。	毎年1回以上、定期的に行う。	1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)			
		毎年1回以上、定期的に行う。	毎年1回以上、定期的に行う。 (努力義務)	表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準			
	受水槽の点検	適宜	適宜	1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)			
		6か月以内に1回(16項目)他	給水する水に異常がある場合は、水質基準に関する厚生労働省令に掲げる必要な水質検査を行うこと。 (努力義務)	表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準			
検査	水質検査	7日以内に1回	—	1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)			
		—	毎年1回以上、公的機関等の検査を受ける。	表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準			
検査	検査を受ける業務	—	毎年1回以上、公的機関等の検査を受ける。	1. 8. 4 貯水槽水道に関する管理基準 (P.16)			
		—	(努力義務)	表 1-1 貯水槽水道に関する管理基準			

改定箇所	現行
<p>2. 3 指定材料 (P.23)</p> <p>＜解説＞</p> <p>4. 配水管の分岐部からメーター及び第1止水栓までの給水管の管種は、口径 50mm 以下は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管又は水道用ポリエチレン二層管、口径 75mm 以上はダクタイル鉄管を指定する。</p> <p>5. 給配水装置(配水管)の使用材料の指定は、口径 50mm 以下は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管又は水道配水用ポリエチレン管、口径 75mm 以上は耐震性継手を有するダクタイル鉄管を指定する。</p> <p>表 2-1 給水管及び給水用具の指定材料 (P.24)</p> <p>① 給水管関係材料 表中に「水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓」、「水道用ポリエチレン二層管」、「水道用ポリエチレン管金属継手」を追加</p> <p>② 配水管関係材料 表中に「水道配水用ポリエチレン管(HPPE 管)」、「水道配水用ポリエチレン管継手」を追加</p>	<p>2. 3 指定材料材料 (P.22)</p> <p>＜解説＞</p> <p>4. 配水管の分岐部からメーター及び第1止水栓までの給水管の管種は、口径 50mm 以下は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管、口径 75mm 以上はダクタイル鉄管を指定する。</p> <p>5. 給配水装置(配水管)の使用材料の指定は、口径 50mm 以下は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管、口径 75mm 以上は耐震性継手を有するダクタイル鉄管を指定する。</p> <p>—</p>
<p>2. 4 構造材質基準適合の確認 (P.28)</p> <p>＜解説＞</p> <p>図2-1 各第三者機関の認証マーク</p>	<p>2. 4 構造材質基準適合の確認 (P.27)</p> <p>＜解説＞</p> <p>図2-1 各第三者機関の認証マーク</p>

改定箇所	現行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">削除</div>	 【(株)ユーペル日本】
<p>3. 1 工事手続 (P.32)</p> <p>図3-1 給水装置工事のフロー</p> <p>設計審査 <u>設計内容の審査(事前審査含む)</u>、工事材料の確認、 市納金の算出</p> <p>分岐穿孔工事の検査 水道事業者による<u>配水管からの分岐穿孔工事の立会検査</u></p>	<p>3. 1 工事手続 (P.30)</p> <p>図3-1 給水装置工事のフロー</p> <p>設計審査 <u>設計内容の審査</u>、工事材料の確認、市納金の算出</p> <p>分岐工事の検査 水道事業者による<u>分岐穿孔工事の立会検査</u></p>
<p>3. 3 給水台帳の閲覧 (P.33)</p> <p>1. 給水装置工事の申込みにあたり、給水装置工事台帳の閲覧については、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>及び<u>寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月27日、条例第27号。以下「保護条例」という。)</u>に基づき取扱う。</p>	<p>3. 3 給水台帳の閲覧 (P.31)</p> <p>1. 給水装置工事の申込みにあたり、給水装置工事台帳の閲覧については、<u>寝屋川市個人情報保護条例(平成9年5月23日、条例第10号、以下「保護条例」という。)</u>に基づき取扱う。</p>

改定箇所	現行
<p>＜解説＞</p> <p>1. 給水台帳の記載内容は、個人情報であり、その安全確保・利用・提供等については<u>施行条例</u>で規定されている。<u>また、法の中で、個人情報の外部提供については、第69条</u>に利用及び提供の制限が定められ、その中に閲覧及び提供できる者が定められている。さらに、<u>第72条</u>において、個人情報の漏洩、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じるよう定められている。</p>	<p>＜解説＞</p> <p>1. <u>したがって、</u>給水台帳の記載内容は、個人情報であり、その安全確保・利用・提供等については<u>保護条例</u>で規定されている。<u>この保護条例の中で、個人情報の外部提供については、第8条</u>に利用及び提供の制限が定められ、その中に閲覧及び提供できる者が定められている。<u>さらに第9条</u>において、個人情報の漏洩、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じるよう定められている。</p>
<p>3. 4 事前協議 (P.34)</p> <p>3. 小規模社会福祉施設に設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。)を計画する場合は、<u>事前に上下水道局と協議を行うものとする。</u></p> <p>4. 給配水装置工事を計画する場合は、<u>事前に上下水道局と協議を行つた後、</u>給配水装置工事の申込を行うものとする。</p>	<p>3. 4 事前協議 (P.32)</p> <p>3. 小規模社会福祉施設に設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。)を計画する場合は、<u>事前協議を行うものとする。</u></p> <p>4. 給配水装置工事を計画する場合は、<u>事前に協議を行つた後、</u>給配水装置工事の申込を行うものとする。</p>
<p>＜解説＞</p> <p>5. 給配水装置工事の事前協議</p> <p>図3-5 給配水装置工事の事前協議の手続きフロー (P.38)</p> <p>図3-6 給配水装置工事の事前協議の手続きフロー (P.39) (消防署との協議が必要な場合)</p>	<p>＜解説＞</p> <p>5. 給配水装置工事の事前協議</p> <p>図3-5 給配水装置工事の事前協議の手続きフロー (P.36)</p> <p>図3-6 給配水装置工事の事前協議の手続きフロー (P.37) (消防署との協議が必要な場合)</p>

改定箇所	現行
<p>給配水装置工事協議書(様式第47号)の提出</p> <p>提出部数: 正1部・副1部</p> <p>添付書類: ①代理人申請の場合は給配水装置工事協議に関する委任状(正に原本添付・副に写しを添付) ②計画図面等(位置図1/2500・土地利用図) ③その他上下水道局が求めた資料</p>	<p>給配水装置工事協議書(様式第47号)の提出</p> <p>提出部数: 正1部・副1部</p> <p>添付書類: ①申請者の印鑑証明書(正に原本添付・副に写しを添付) ②代理人申請の場合は給配水装置工事協議に関する委任状(正に原本添付・副に写しを添付) ③計画図面等(位置図1/2500・土地利用図・排水計画図) ④その他上下水道局が求めた資料</p>
<p>3.5 給水装置工事の申込書の提出 (P.40)</p> <p><解説></p> <p>4. 給水装置工事申込みの留意点</p> <p>(2) 申込書には、申込者の署名及び連絡先を記したものとする。また、申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の氏名、連絡先を記載する。</p> <p>表 3-2 給水装置工事申込の必要書類一覧 (P.42)</p> <p>表中の工事種別「用途変更」</p> <p>9. 市納金 (P.44)</p> <p>(4) 市納金は原則、納付書を発行した日から翌月の末日とする。</p>	<p>3.5 給水装置工事の申込書の提出 (P.38)</p> <p><解説></p> <p>4. 給水装置工事申込みの留意点</p> <p>(2) 申込書には、申込者の署名、捺印及び連絡先を記したものとする。また、申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の氏名、連絡先を記し、会社使用印を捺印したものとする。</p> <p>表 3-2 給水装置工事申込の必要書類一覧 (P.40)</p> <p>表中の工事種別「用途変更 本管穿孔」、「用途変更 支管分岐」</p> <p>9. 市納金 (P.42)</p> <p>(4) 市納金は、納付書を発行した日から翌月の末日とする。</p>

改定箇所	現行
<p>3.8 分岐工事の立会・検査申込み (P.47)</p> <p>＜解説＞</p> <p>1. 分岐工事の立会は、給水装置工事立会兼しゅん工検査願(様式第 <u>15</u>号)に記載されている当該工事を担当した主任技術者が立会うものとする。</p>	<p>3.8 分岐工事の立会・検査申込み (P.45)</p> <p>＜解説＞</p> <p>1. 分岐工事の立会は、給水装置工事立会兼しゅん工検査願(様式第 <u>16</u>号)に記載されている当該工事を担当した主任技術者が立会うものとする。</p>
<p>3.9 しゅん工届 (P.48)</p> <p>＜解説＞</p> <p>3. 水栓番号の表示</p> <p>(1) 当該給水装置工事がしゅん工したときは、水栓番号を表示した水栓番号標を交付する。その給水装置の設置家屋等の門戸に水栓番号を表示する。(給水条例施行規程第19条第1項)</p> <p>(2) 水栓番号標は、みだりに取外し、またその位置を変えてはならない。 (同第19条第2項)</p>	<p>3.9 しゅん工届 (P.46)</p> <p>＜解説＞</p> <p>3. 水栓番号の表示</p> <p>(1) 当該給水装置工事がしゅん工したときは、水栓番号を表示した水栓番号標を交付する。その給水装置の設置家屋等の門戸に水栓番号を表示する。(給水条例施行規程第17条第1項)</p> <p>(2) 水栓番号標は、みだりに取外し、またその位置を変えてはならない。 (同第17条第2項)</p>
<p>申込書様式集(第3章関連) (P.55～109)</p> <p>申込書様式の変更</p> <p>第1、2、3、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、15-1、16、17、18、19、20、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、33、35、36、37、38、40、41、43、45、47、49、50号</p>	<p>—</p>

改定箇所	現行
<p>工事別申込書類チェックシート(第3章関連) チェックシート標題「<u>用途変更(支管分岐工事)</u>」 (P.117) チェックシートの削除</p> <p>チェックシート内必要書類等の変更 (P.111~123) 「新設・本管穿孔工事」、「新設・支管分岐工事」、「改造・本管穿孔工事」、「改造・支管分岐工事」、「臨時・本管穿孔工事」、「臨時・支管分岐工事」、「用途変更(支管分岐)」、「撤去工事」、「止水栓止・本管穿孔工事」、「止水栓止・支管分岐工事」、「共同住宅等直結直圧式給水装置工事」、「共同住宅等直結増圧式給水装置工事」</p>	<p>工事別申込書類チェックシート(第3章関連) チェックシート標題「<u>用途変更・支管分岐工事</u>」 (P.115) チェックシート標題「<u>用途変更・本管穿孔工事</u>」 (P.114)</p> <p>—</p>
<p>5.7 建築物の用途及び設計水圧による基準 (P.177)</p> <p>図5-10 給水管口径 75mm の三階直結直圧式給水標準図</p>	<p>5.7 建築物の用途及び設計水圧による基準 (P.174)</p> <p>図5-10 給水管口径 75mm の三階直結直圧式給水標準図</p>

改定箇所	現行
<p>6. 2 適用の範囲 (P.185)</p> <p>寝屋川市水道事業の給水区域内において、管理者が概ね 10 階建までの建築物で、以下の要件に適合するものは直結増圧式の給水を認める。</p> <p><u>ただし、上下水道局との協議により、やむを得ない事由があると管理者が認めた場合においてはこの限りではない。</u></p>	<p>6. 2 適用の範囲 (P.181)</p> <p>寝屋川市水道事業の給水区域内において、管理者が概ね 10 階建までの建築物で、以下の要件に適合するものは直結増圧式の給水を認める。</p>
<p>9. 3 パイプシャフト内のメーター装置 (P.239)</p> <p>(2) メーターユニットの場合</p> <p>③ 減圧弁を設置する場合は、メーターユニット<u>上流側</u>に設置し、取替え等のメンテナンスが容易に行えるものを使用する。</p>	<p>9. 3 パイプシャフト内のメーター装置 (P.234)</p> <p>(2) メーターユニットの場合</p> <p>③ 減圧弁を設置する場合は、メーターユニット<u>下流側</u>に設置し、取替え等のメンテナンスが容易に行えるものを使用する。</p>
<p>10. 1 分岐と撤去</p> <p>10. 1. 1 分岐 (P.253)</p> <p><u>10. 工業用水道管等が布設されている地区においては、埋設管の誤認に特に注意を払うとともに、分岐工事完了後に給水栓等から残留塩素の量を確認する。</u></p> <p>＜解説＞</p> <p>図 10-1 給水装置の標準構成図 (P.255)</p> <p>(a) $\phi 20\cdot25$ HIVP 管の場合 (専用住宅等)</p> <p>(b) $\phi 40\cdot50$ HIVP 管の場合 (共同住宅等で複数のメーターを設置)</p>	<p>10. 1 分岐と撤去</p> <p>10. 1. 1 分岐 (P.247)</p> <p>—</p> <p>＜解説＞</p> <p>図 10-1 給水装置の標準構成図 (P.249)</p> <p>(a) $\phi 20\cdot25$ の場合 (専用住宅等)</p> <p>(b) $\phi 40\cdot50$ の場合 (共同住宅等で複数のメーターを設置)</p>

改定箇所			現行				
表 10-3 分岐の方法 (P.257)			表 10-3 分岐の方法 (P.251)				
不断水 T 字管	ø 75 以上		<ul style="list-style-type: none"> 分岐口径は被分岐管より小口径 同口径で分岐する場合は、配水管としての分岐に限る。 不断水 T 字管には、ポリエチレンスリーブを被覆する。 被分岐管が耐震管の場合は、上下水道局と協議する。 配水管として分岐する場合は、耐震継手(NS形・GX形)とする。 	不断水 T 字管	ø 75 以上		<ul style="list-style-type: none"> 分岐口径は被分岐管より小口径 同口径で分岐する場合は、配水管としての分岐に限る。 不断水 T 字管には、ポリエチレンスリーブを被覆する。 被分岐管が耐震管の場合は、上下水道局と協議する。 配水管として分岐する場合は、耐震継手(NS形・GX形)とする。
二受 T 字管	ø 75 以上		<ul style="list-style-type: none"> 分岐口径は被分岐管より小口径 同口径で分岐する場合は、配水管としての分岐に限る。 二受 T 字管には、ポリエチレンスリーブを被覆する。 被分岐管が耐震管の場合は、上下水道局と協議する。 配水管として分岐する場合は、耐震継手(NS形・GX形)とする。 	二受 T 字管	ø 75 以上		<ul style="list-style-type: none"> 分岐口径は被分岐管より小口径 同口径で分岐する場合は、配水管としての分岐に限る。 二受 T 字管には、ポリエチレンスリーブを被覆する。 被分岐管が耐震管の場合は、上下水道局と協議する。 配水管として分岐する場合は、耐震継手(NS形・GX形)とする。
10.2 道路部に布設する給水管及び給配水管 (P.262)			10.2 道路部に布設する給水管及び給配水管 (P.255)				
2. 配管			2. 配管				
<p>(6) 道路上に埋設する配水管には、胴巻テープを取り付ける。</p>							
10.3 止水栓等の設置 (P.265～269)			10.3 止水栓等の設置 (P.259～263)				
<解説>			<解説>				
表 10-6 止水栓等の設置			表 10-6 止水栓等の設置				
図中の表記「HIVP・PE」			図中の表記「HIVP」				

改定箇所	現行
<p>10. 5 管の明示 (P.279)</p> <p>4. 道路に埋設する配水管には、胴巻テープを取り付ける。</p> <p><解説> (P.284)</p> <p>4. <u>胴巻テープ</u></p> <p>(1) <u>胴巻テープの表示内容は占用物件の名称、管理者、埋設年とする。</u></p> <p>(2) <u>胴巻テープの取り付け間隔については以下の通りとする。なお、テー プは1回半巻とする。</u></p> <p>① <u>管長4m 以下 3か所／本 管の両端 15～20cm と中間1か所</u></p> <p>② <u>管長5m 以上 4か所／本 管の両端 15～20cm と中間2か所</u></p>	<p>10. 5 管の明示 (P.273)</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>10. 10 管の接合 (P.294)</p> <p>項目の新規追加「10. 10. 2 ポリエチレン二層管の接合」</p> <p>※以下、項番号は1つ、表番号は2つ、図番号は1つ繰り下げる。</p>	<p>10. 10 管の接合 (P.279)</p> <p>—</p>
<p>10. 11 <u>埋設管の防食処理</u> (P.308)</p> <p>2. <u>水道配水用ポリエチレン管を地中埋設する場合は、水道配水用ポリエチ レン管用溶剤浸透防護スリーブによる管の被覆保護を行うこと。</u></p> <p><解説></p> <p>1. <u>スリーブの被覆方法</u> (P.308)</p>	<p>10. 11 <u>鋳鉄管の防食処理</u> (P.288)</p> <p>—</p> <p><解説></p> <p>1. <u>ポリエチレンスリーブの被覆方法</u> (P.301)</p>

改定箇所	現行																																																																				
<p>「図 10-55 スリーブの固定」 (P. 310)</p> <p>「図 10-58 管路が傾斜している場合」 (P. 311)</p>	<p>「図 10-54」 (P. 303)</p> <p>「図 10-57」 (P. 304)</p>																																																																				
<p>11. 1 給水装置工事 (P.317)</p> <p><解説></p> <p>3. 図面の種類</p> <p>(2) 平面図</p> <p>④公私有地、門、塀、出入口、敷地境界線</p>	<p>11. 1 給水装置工事 (P. 310)</p> <p><解説></p> <p>3. 図面の種類</p> <p>(2) 平面図</p> <p>④公私有地、門、塀、出入口、敷地境界線及び隣接の水栓番号等</p>																																																																				
<p>11. 3 図面表示記号</p> <p>表 11-1 給水管の管種の表示記号 (P.321)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>記号</th> <th>管種</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ダクタイル鉄管</td> <td>DIP-A</td> <td>鉛管</td> <td>LP</td> </tr> <tr> <td>DIP-K</td> <td>銅管</td> <td>CP</td> </tr> <tr> <td>DIP-S II</td> <td>ビニルライニング鋼管</td> <td>VLGP</td> </tr> <tr> <td>DIP-NS</td> <td>亜鉛めっき鋼管</td> <td>GP</td> </tr> <tr> <td>DIP-GX</td> <td>ステンレス鋼管</td> <td>SUS</td> </tr> <tr> <td>鉄管</td> <td>CIP</td> <td>水道用ポリエチレン二層管</td> <td>PE</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐衝撃性硬質 塩化ビニル管</td> <td rowspan="2">HIVP</td> <td>水道配水用ポリエチレン管</td> <td>HPPE</td> </tr> <tr> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>XPEP</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>VP</td> <td>ポリブレン管</td> <td>PBP</td> </tr> </tbody> </table>	管種	記号	管種	記号	ダクタイル鉄管	DIP-A	鉛管	LP	DIP-K	銅管	CP	DIP-S II	ビニルライニング鋼管	VLGP	DIP-NS	亜鉛めっき鋼管	GP	DIP-GX	ステンレス鋼管	SUS	鉄管	CIP	水道用ポリエチレン二層管	PE	耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP	水道配水用ポリエチレン管	HPPE	架橋ポリエチレン管	XPEP	硬質塩化ビニル管	VP	ポリブレン管	PBP	<p>11. 3 図面表示記号</p> <p>表 11-1 給水管の管種の表示記号 (P.314)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>記号</th> <th>管種</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ダクタイル鉄管</td> <td>DIP-A</td> <td>鉛管</td> <td>LP</td> </tr> <tr> <td>DIP-K</td> <td>銅管</td> <td>CP</td> </tr> <tr> <td>DIP-S II</td> <td>ビニルライニング鋼管</td> <td>VLGP</td> </tr> <tr> <td>DIP-NS</td> <td>亜鉛めっき鋼管</td> <td>GP</td> </tr> <tr> <td>DIP-GX</td> <td>ステンレス鋼管</td> <td>SUS</td> </tr> <tr> <td>鉄管</td> <td>CIP</td> <td>ポリエチレン管</td> <td>PP</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐衝撃性硬質塩化ビニル管</td> <td rowspan="2">HIVP</td> <td>架橋ポリエチレン管</td> <td>XPEP</td> </tr> <tr> <td>ポリブレン管</td> <td>PBP</td> </tr> <tr> <td>硬質塩化ビニル管</td> <td>VP</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	管種	記号	管種	記号	ダクタイル鉄管	DIP-A	鉛管	LP	DIP-K	銅管	CP	DIP-S II	ビニルライニング鋼管	VLGP	DIP-NS	亜鉛めっき鋼管	GP	DIP-GX	ステンレス鋼管	SUS	鉄管	CIP	ポリエチレン管	PP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	架橋ポリエチレン管	XPEP	ポリブレン管	PBP	硬質塩化ビニル管	VP		
管種	記号	管種	記号																																																																		
ダクタイル鉄管	DIP-A	鉛管	LP																																																																		
	DIP-K	銅管	CP																																																																		
	DIP-S II	ビニルライニング鋼管	VLGP																																																																		
	DIP-NS	亜鉛めっき鋼管	GP																																																																		
	DIP-GX	ステンレス鋼管	SUS																																																																		
鉄管	CIP	水道用ポリエチレン二層管	PE																																																																		
耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP	水道配水用ポリエチレン管	HPPE																																																																		
		架橋ポリエチレン管	XPEP																																																																		
硬質塩化ビニル管	VP	ポリブレン管	PBP																																																																		
管種	記号	管種	記号																																																																		
ダクタイル鉄管	DIP-A	鉛管	LP																																																																		
	DIP-K	銅管	CP																																																																		
	DIP-S II	ビニルライニング鋼管	VLGP																																																																		
	DIP-NS	亜鉛めっき鋼管	GP																																																																		
	DIP-GX	ステンレス鋼管	SUS																																																																		
鉄管	CIP	ポリエチレン管	PP																																																																		
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	架橋ポリエチレン管	XPEP																																																																		
		ポリブレン管	PBP																																																																		
硬質塩化ビニル管	VP																																																																				
<p>表の新規追加 「表 11-6 水道配水用ポリエチレン管表示記号」 (P.326)</p> <p>図の新規追加 「図 11-5 給配水装置の作図例」及び「図 11-6 給配水装置の作図例」 (P.331・332)</p>	<p>—</p> <p>—</p>																																																																				

改定箇所	現行
<p>12. 1 給水装置工事 (P.334)</p> <p>12. 1. 2 管理者が行う検査</p> <p>＜解説＞</p> <p>3. 実地検査</p> <p>(2) 検査の項目</p> <p>⑦既設配水管からの分岐工事(不断水分岐工事)が適切であるかの耐圧確認。耐圧試験水圧は原則として <u>0.75</u>MPaを1分間加圧し、漏水が生じないことの確認</p> <p>⑧サドル付分水栓からメーター又は第1止水栓までの耐圧確認。耐圧試験は原則として <u>0.75</u>MPaの水圧で1分間加圧し、漏水が生じないことを確認</p>	<p>12. 1 給水装置工事 (P. 325)</p> <p>12. 1. 2 管理者が行う検査</p> <p>＜解説＞</p> <p>3. 実地検査</p> <p>(2) 検査の項目</p> <p>⑦既設配水管からの分岐工事(不断水分岐工事)が適切であるかの耐圧確認。耐圧試験水圧は原則として <u>1.25</u>MPaを1分間加圧し、漏水が生じないことの確認</p> <p>⑧サドル付分水栓からメーター又は第1止水栓までの耐圧確認。耐圧試験は原則として <u>1.0</u>MPaの水圧で1分間加圧し、漏水が生じないことを確認</p>
<p>12. 2 給配水装置工事の検査 (P.337)</p> <p>＜解説＞</p> <p>5. 実地検査の留意点</p> <p>(1) 既設配水管からの不断水T字管による分岐について、不断水T字管を設置した後、穿孔に先立ち <u>1.25</u>MPaの水圧で1分間の耐圧試験を行い、漏水の有無を検査員は確認する。</p> <p>なお、既設配水管の状態により <u>0.75</u>MPaから <u>1.25</u>MPaの範囲で調整できるものとする。</p>	<p>12. 2 給配水装置工事の検査 (P. 327)</p> <p>＜解説＞</p> <p>5. 実地検査の留意点</p> <p>(1)耐圧試験</p> <p>① 既設配水管からの不断水T字管による分岐について、不断水T字管を設置した後、穿孔に先立ち <u>0.75</u>MPaの水圧で1分間の耐圧試験を行い、漏水の有無を検査員は確認する。</p> <p>なお、既設配水管の状態により <u>0.75</u>MPaから <u>1.25</u>MPaの範囲で調整できるものとする。</p>

改定箇所	現行
<p>13. 1 水の汚染防止 (P.339)</p> <p>4. 鉱油類、有機溶剤その他油類が浸透するおそれのある場所にあっては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること。 また、さや管等により適切な防護のための措置を講ずること。(同<u>第4項</u>)</p>	<p>13. 1 水の汚染防止 (P. 329)</p> <p>4. 鉱油類、有機溶剤その他油類が浸透するおそれのある場所にあっては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水装置を設置すること。 また、さや管等により適切な防護のための措置を講ずること。(同<u>第3項</u>)</p>
<p>13. 3 侵食防止 (P.342)</p> <p>2. 漏洩電流により侵食されるおそれのある場所にあっては、非金属製の材質の給水装置を設置すること。又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。(同<u>第2項</u>)</p>	<p>13. 3 侵食防止 (P. 333)</p> <p>2. 漏洩電流により侵食されるおそれのある場所にあっては、非金属製の材質の給水装置を設置すること。又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じること。(同<u>第1項</u>)</p>
<p>14. 2. 2 維持管理の仕組み (P.357)</p> <p><解説></p> <p>4. 水道事業者の役割</p> <p>水道事業者は、指定工事事業者<u>に対し</u>、維持管理の必要性を需要者に情報提供するように指導を行うとともに、メーターの検針の際に維持管理の必要性を記述したリーフレットなどを配布することにより、維持管理の必要性を需要者に喚起するなどの役割がある。</p>	<p>14. 2. 2 維持管理の仕組み (P. 348)</p> <p><解説></p> <p>4. 水道事業者の役割</p> <p>水道事業者は、<u>給水装置工事の検査に立ち会うことが義務付けられ</u>ているため、<u>その際には、指定工事事業者に</u>維持管理の必要性を需要者に情報提供するように指導を行<u>い</u>、また、メーターの検針の際に維持管理の必要性を記述したリーフレットなどを配布することにより、維持管理の必要性を需要者に喚起するなどの役割がある。</p>
<p>14. 2. 4 定期点検と取替え (P.363)</p> <p><解説></p> <p>2. 逆流防止装置を内蔵している給水用具</p>	<p>14. 2. 4 定期点検と取替え (P. 354)</p> <p><解説></p> <p>2. 逆流防止装置を内蔵している給水用具</p>

改定箇所	現行
<p>逆流防止装置を内蔵している給水用具は、逆流防止装置の取替えにあたって大掛かりな分解が伴うので、製造者の推奨する方法で逆流防止装置の点検や交換をすることが必要となる。 なお、逆流防止装置が内蔵され定期点検のできない給水用具にあっては、その手前に逆流防止装置を取付けることにより、事故を防止することが必要である。</p>	<p>(1) <u>定期的な逆流防止装置の点検</u> (2) <u>逆流防止装置の取替え</u></p> <p>逆流防止装置を内蔵している給水用具は、逆流防止装置の取替えにあたって大掛かりな分解が伴うので、製造者の推奨する方法で逆流防止装置の点検や交換をすることが必要となる。 なお、逆流防止装置が内蔵され定期点検のできない給水用具にあっては、その手前に逆流防止装置を取付けることにより、事故を防止することが必要である。</p>